

制定日：2020年9月9日
Smart Me サービス利用規約

第1章 総則

第1条 規約の制定目的

当社は契約者に Smart Me（以下「本サービス」といいます。）を提供するための条件として、Smart Me サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

第2条 本規約の変更

当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社の Web サイト上(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)への掲載その他の適切な方法により周知します。

第3条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

- (1) 「本サービス」とは、当社が契約者に対し、本規約に基づき使用を許諾する次号に定める設備を使用して、本規約に定める機能を提供する当社の「Smart Me」をいいます。
- (2) 「本サービス用設備」とは、本サービスを利用することが可能な機能を備えた当社のサーバー、及びその他の設備をいいます。
- (3) 「契約者」とは当社と本サービス利用契約を締結し、その契約に基づき本サービスを利用するものをいいます。
- (4) Smart Me は、「入退室サービス」と「身分証サービス」を提供しています。「入退室サービス」とは IC カードの代わりにスマートフォンのアプリケーション（以下スマホアプリといいます。）を使い、ビルの入退館・居室の入退室を実現するサービス及びそれに付随して提供されるオプションサービスを指します。また「身分証サービス」とは企業、学校法人など一定の組織に所属する個人の情報を、ブロックチェーンを用いて登録し、第三者への開示、検証を実現するサービス及びそれに付随して提供されるオプションサービスを指します。身分証サービスでは、「身分証通常プラン」を提供します。
- (5) 「利用開始日」とは、当社が契約者に通知する、本サービスの提供を開始した日をいいます。

第2章 サービスの種類

第4条 本サービスの種類

本サービスで提供されるサービスメニューは、別紙1「Smart Me サービスメニュー」に定めるとおりとします。

2 本サービスの申込者は、入退室サービスと身分証サービスの両方、若しくは入退室サービスのみを選択して申込みをすることができます。

3 2025年10月1日以降の身分証サービスの新規または追加利用の申込については、当社は、入退室サービスまたは別紙3に記載のサービスの、新規または既存契約者からの申込である場合に限り、申込みを受け付けます。

4 当社は、必要に応じて本サービスの内容（別紙に定めるサービスメニュー、その他 Smart Me のサービス仕様書）を変更することができるものとします。なお、別紙に定めるサービスメニュー、その他 Smart

Me サービスの仕様に変更が生じた場合は、契約者に対し、第 24 条（契約者に対する通知）に定める方法又はそのほかの適切な方法により周知します。

第3章 契約

第5条 申込みと承諾

本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の様式に記入することにより申し込むものとします。

2 当社が申込みに対して承諾した時をもって契約の成立とします。成立した当該契約を以下「本契約」といいます。

3 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。

(1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき

(2) 本サービスの申込者が、本サービス又は当社の提供するサービスの料金又は手続に関する費用等その他の債務の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき

(3) 本サービスの申込者が、本規約に反する行為を行った又は行う恐れがあると当社が判断したとき

(4) 申込書に虚偽の記載がなされたとき（身分証サービスの初期費用及び運用サポートサービスの月額料金について、申込時に申告する組織の所属人数または利用予定人数に、誤りがあると当社が判断した場合等）

(5) 本サービスの申込者が、当社からのサービス種別の指定、申込みに係る内容の確認又は変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき

(6) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、又は支障があるおそれがあると当社が判断したとき

4 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第 2 項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。

5 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

第6条 契約者の地位の承継

法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。

2 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

第7条 契約上の地位の譲渡

契約者は、本契約上の地位を譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

第8条 契約者が行う本契約の解約

契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面により通知していただきます。

第9条 当社が行う本契約の解約

当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。

- (1) 第 11 条 (利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。
- (2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、契約者が本サービス料金又は手続きに関する費用等その他の債務を支払わないとき。
- (3) 契約者が第 5 条 (申込みと承諾) に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。
- (4) 本規約に反する行為を行った又は行う恐れがあると当社が判断したとき。
- (5) 第 23 条第 1 項(7)に該当し又は該当するおそれがあると当社が判断したとき。
- (6) 契約者又はその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団若しくはそれらの関係者 (以下、総じて「反社会的勢力」といいます。) に該当し、又は反社会的勢力との取引若しくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。
- (7) 契約者が自ら又は反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき。

2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約を解約することがあります。

- (1) 緊急又はやむを得ない場合。
- (2) 民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、破産若しくは競売を申し立てられ、又は自ら、私的整理の開始、民事再生の開始、会社更生手続きの開始若しくは破産申し立てをしたとき。
- (3) 手形交換所の取引停止処分若しくは資産差押又は滞納処分を受けたとき。
- (4) 資本の減少、営業の廃止若しくは変更、又は解散の決議をしたとき。
- (5) 前各号に定めるほか、資産、信用及び支払能力等に重大な変更を生じ、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

第4章 利用中止等

第10条 利用中止

当社は次の場合には本サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

- (1) 本サービスを提供するための設備の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ないとき。
- (2) 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。
- (3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (4) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが困難であるとき。
- (5) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難となったとき。

2 当社は前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。

第11条 利用停止

当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき又は支払われないことが合理的に見込まれるとき。
- (2) 本規約に反する行為を行ったとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合は、この限りではありません。

第5章 料金等

第12条 料金

本サービスの料金は、別紙2「料金表」に定めるところによります。

2 当社は、必要に応じて利用料金を変更することができるものとします。係る変更を行う時は、当該変更後の利用料金及び効力発生時期を第24条（契約者に対する通知）に従い通知します。

3 当社が適宜契約者に提供する新しいサービスなどの利用料金については、第24条（契約者に対する通知）に従い、当社の契約者に通知するものとします。

第13条 料金の支払義務

契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して、契約の解除があった日を含む料金月の末日までの期間について、契約するプランの料金表に規定する料金の支払を要します。本規約における「料金月」とは、1の暦月の起算日（当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。

2 利用中止又は利用停止があったときは、本サービスに係る契約者は、その期間中の料金の支払を要します。

3 契約者が利用料金の支払を不法に免れた場合、当社はその免れた額のほか、免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として請求できるものとします。

第14条 削除

第15条 延滞利息

当社は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお契約者から支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求できるものとします。

第6章 データの取扱い

第16条 データに関する責任

第20条（責任の制限）の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存されているデータ（以下「保存データ」といいます。）及び本サービスの利用により生成、提供又は伝送されたデータ（コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。）が滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

2 前項の規定は、当社の故意又は重過失によるものである場合は適用しないものとします。

3 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

第17条 データの確認・複製

当社は、当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は本サービスの維持運営のため、保存データを確認、複写又は複製することがあります。

2 当社は、前項に加え、複数の契約者に関する情報における共通要素を抽出し集計して得られるデータ(以下「統計データ」という)に加工した上で、保存データ及び生成等データを以下の目的において、自ら利用し、第三者に提供することができます。

(1) 利用する情報：入退室サービスで利用する入退室・来客情報及びオプションサービス、また身分証サービスで利用される身分証情報及びオプションサービスにより取得される情報

(2) 利用する目的：本サービスの高度化・品質の向上

3 契約者は、統計データに関する権利が当社に帰属することに同意します。

第18条 データの削除

当社は、第22条(本サービスの廃止)による本サービスの廃止のほか、当社は第8条(契約者が行う本契約の解約)又は第9条(当社が行う本契約の解約)の契約の解約があったとき又は期間の満了により本契約が終了したときは、保存データを削除します。この場合において、当社は、保存データの削除に起因する契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害についての責任を負わないものとします。

ただし、身分証サービスの身分証通常プランについては、別紙2の定めに従うものとします。

第19条 データのバックアップ

契約者は、自らの責任で保存データ及び生成等データのバックアップを取るものとし、当社は、契約者がバックアップを行わなかったこと、またバックアップ行った際の方法及びその結果について責任も負わないものとします。

2 当社は、当社と契約者の間で別途保存データ及び生成等データのバックアップに係る契約がある場合に限り、保存データ及び生成等データのバックアップを行います。この場合、保存データ及び生成等データのバックアップ等に係る損害について、当社は当該契約に定められた範囲で責任を負います。

3 契約者は、本サービスに係る契約が終了等するときには、保存データ及び生成等データを、自己の責任と費用負担において、必要に応じ退避するものとします。

4 当社は消去された保存データ及び生成等データは修復しません。

第7章 損害賠償等

第20条 責任の制限

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったことに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

2 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、本サービスに係る月額料金の上限額若しくは月額定額料金(契約するプランの料金表の利用料金のうち、本サービスが全く利用できない状態が生じた時点において契約者が利用している部分に係るもの)に限り、その合計額を上限として、その責任を負うものとします。

3 当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しないものとします。

第8章 雑則

第21条 免責

当社は本規約で特に定める場合を除き、契約者に係る損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任も負担させないものとします。

2 当社は、本サービスの利用者の責により本サービスの契約者が被ったいかなる損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。

3 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分又はその他の原因を問わず、責任も負わないものとします。

4 当社は、本規約の変更等により契約者が本サービスを利用するにあたり当社が提供することとなっている設備、端末等以外の設備、端末等の改造又は変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要する場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

5 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第22条 本サービスの廃止

当社は本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。

2 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。

3 当社は、本サービスの一部又は全部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

4 当社は、本サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、その旨を相当な期間において、あらかじめ契約者に通知します。

第23条 契約者の義務

契約者は次のことを守っていただきます。

(1) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと

(2) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと

(3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと

(4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと

(5) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと

(6) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと

(7) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと

(8) 利用料金の支払いを不当に免れる目的で、ID数などの変更を行う行為をしないこと

(9) 前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと

2 契約者は前項の規定に違反して本サービスに係る当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について責

任を負わないものとします。

4 契約者は、本サービスに係る ID 及びパスワード（以下「ID 等」といいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、ID 等の一致を確認した場合、当該 ID 等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。

5 契約者は、ID 等が窃用された又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。

6 契約者が前項の規定に違反して本サービスに係る当社の業務遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社 ID 等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。

7 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。

8 お客様は、その名称又は住所等の当社への届出事項に変更があったとき（相続並びに法人の合併及び会社分割による場合を含みます。）は、当社に対し、速やかに当該変更の事実を証する書類を添えてその旨を届け出るものとします。

第24条 契約者に対する通知

契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

(1) 当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(2) 契約者が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又は FAX 番号宛に FAX を送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時又は契約者の FAX 番号宛に FAX を送信した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(3) 契約者が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

第25条 当社の知的財産権

本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又は物品（本規約、サービス仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。）に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。

2 契約者はプログラム等につき次の事項を遵守する者とします。

(1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。

(2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと、

(3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

(4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。

3 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

第26条 個人情報の取扱い

当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては当社が定める「プライ

プライバシー」(<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>)によります。

第27条 第三者への委託

契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部又は一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

2 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任及び監督について、第20条（責任の制限）に定める範囲で責任を負うものとします。

第28条 管轄裁判所

契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第29条 分離可能性

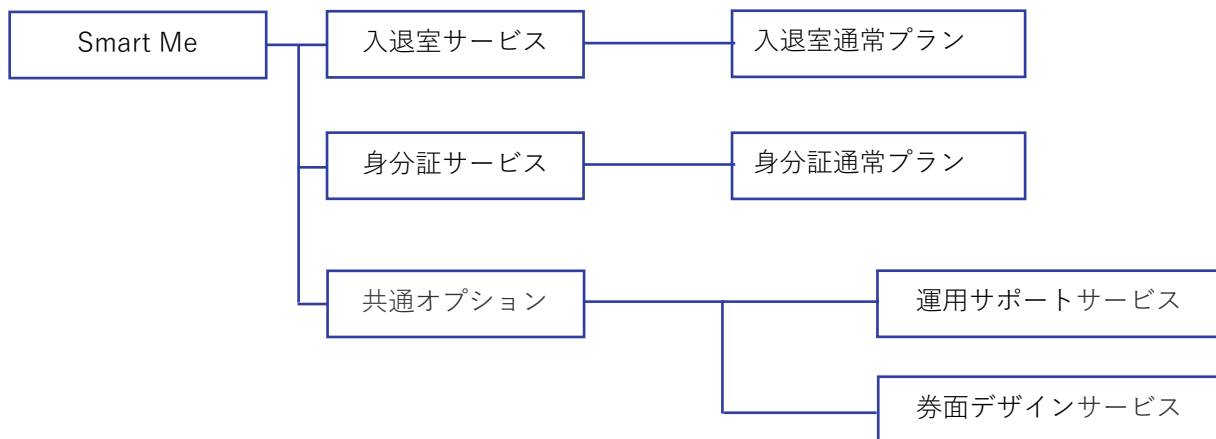
本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効又は法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。

第30条 準拠法

本規約の解釈及び適用に関する準拠法は日本法とします。

別紙 1

Smart Me サービスメニュー



Smart Me サービスメニューにおける「身分証サービス 身分証通常プラン」は、第4条第3項に定める場合のみ提供します。

別紙 2

1 入退室サービス

定義

入退室サービスとは、IC カードの代わりにスマートフォンのアプリケーション（以下スマホアプリと
いいます。）を使い、ビルの入退館・居室の入退室を実現するサービス及びそれに付随して提供される
オプションサービスを指します。

(1) 入退室通常プラン

ご利用料金に関する注意事項

Smart Me 入退室サービス 入退室通常プランでは、スマートフォンで利用できる Smart Me の入退室
アプリのみを提供し、Smart Me が利用できる入退室機器は別途ご契約いただく必要があります。

料金表

通則

1. (端数処理)

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を
切り捨てます。

2. (消費税相当額の加算)

第 13 条 (料金の支払義務) の規定その他本規約の規定により料金表に定める料金の支払いを要する
ものとされている額は、この料金表に定める消費税を加算しない額に、消費税相当額を加算した額
(料金表において括弧内の価格) とします。なお法令の改正により消費税の税率に変更が生じた場
合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

3. (月額料金)

(1) 「1 ID 当たりの月額単価」は利用料金 2 料金額に定めます。

月額料金は、1ID 当たりの ID 登録料に、当該料金月に契約者が新規に登録を行った ID 数を乗
じた額と、1ID 当たりの月額単価に、料金月の末日時点で登録済みの ID (ただし、契約者が機
能の無効化をした ID 及び本規約の定めにより失効した ID を除く。以下、「有効 ID」といいま
す。) 数を乗じた額を合算した額とします。

(2) 最低 100ID (以下「最低利用 ID 数」といいます。) からのご利用になります。

(3) 月末時点で有効 ID 数が 100ID に満たない場合は、請求対象 ID 数を 100ID として請求いたし
ます。

(4) 料金月途中の契約解除については、前月末の有効 ID 数をもとに算出し、請求いたします。利用
料金の日割りは行いません。

4. (請求時期)

ID 登録料、月額利用料の請求時期については以下の通りとします。

当社は、契約者に対し、利用月の翌々月までに請求書を発行するものとし、契約者は、当該請求書
記載の支払い期日までに当社の指定する方法により支払を行うものとします。

利用料金

1 適用

区分	内容
利用料金の適用	利用料金は、2（料金額）に規定するサービス利用基本料を合算して適用します。開通月より課金を開始します。
ID 登録料の適用	ID 登録料は、料金月の初日から末日の期間に契約者が新規に登録を行った ID 数に対して適用します。
月額利用料の適用	料金月の末日時点における有効 ID 数に対して適用します。

2 料金額

(1) サービス利用基本料

区分	単位	料金額(円)
ID 登録料	1ID 当たり	1,000 円 (1,100 円)
月額利用料	1ID 当たり月額	60 円 (66 円)

2 身分証サービス

身分証通常プラン

定義

- ・身分証通常プランは企業、学校法人など一定の組織に所属する個人の情報を、ブロックチェーンを用いて登録し、第三者への開示、検証を可能にする機能です。
- ・当社は上記の機能を提供するにあたり、株式会社 bitFlyer Blockchain(以下「bFBC」といいます。)が提供する分散型証明書サービス「bPassport」の利用し、契約者はそれを承諾して利用します。
(bPassport の内容と個人情報の取り扱いについては、下記 bPassport の内容と個人情報の取り扱いを参照)

提供条件

- ・ID 登録後、身分証に係る ID の有効期限の最大値は 4 年です。4 年目以降は自然に失効いたします。この場合、4 年目以降、失効した ID を継続して同じ利用者にご利用いただく場合は、再度、ID 登録を行う必要がございます。ただし、2024 年 5 月 24 日以降に身分証サービスに係る本契約を締結された場合はこの限りではありません。
- ・有効 ID 数が、契約者が身分証サービスに係る本契約の申込時に申告した組織の所属人数または利用予定人数に応じて適用される初期費用における上限値を超えていると当社が判断した場合、当社の要請に基づき、当該超過分の ID について機能の無効化を実施いただく必要があります。
- ・解約する際は、別途解約日を当社と契約者間で協議の上決定します。解約日後当社は Smart Me が保持する契約者の個人データを削除します。
- ・提供条件の詳細については、別途当社が指定する Smart Me 身分証明機能申込書兼ヒアリングシート及び Smart Me 身分証明機能のご紹介資料に規定するところによります。

bPassport の内容と個人情報の取り扱い

第 1 条（「bPassport」とは）

1 「bPassport」とは、当社が、「Smart Me」で、個人（以下、「保有者」といいます。）や機器などの信頼性を証明した電子証明書（以下、「Cer-Card」といいます。）を発行し、第三者（以下、「検証者」といいます。）が Cer-Card を確認することにより、個人や機器などに関する当該情報を確認すること（以下、「検証」といいます。）ができるサービスです。

2 Cer-Card には、当社において個人に関する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下、「個人情報保護法」といいます。）第 2 条第 1 項に定める個人情報及び第 2 条第 6 項に定める匿名加工情報に該当するデータの全部又は一部を保存することもできます。なお、個人情報保護法上の個人情報又は匿名加工情報に該当するにかかわらず、Cer-Card に記載する保有者や機器等の情報を、以下、本申込書において「個人データ等」といいます。

3 「bPassport」は当社が Cer-Card を作成する SDK である「bPassport SDK」と、作成された Cer-Card を保管するためのサーバーとして bFBC が提供するブロックチェーン「bPassport Server」から構成されます。bFBC は「bPassport Server」にのみアクセスすることができます。

4 当社は、保有者に関する個人データ等について、ハッシュ化などの不可逆な変換（以下、「ハッシュ化」といいます。）を行ったうえで Cer-Card を作成し、秘密鍵で電子署名したのち、「bPassport Server」に登録するものとします。

5 当社は、個人データ等について、ハッシュ化せずに Cer-Card への記載及び「bPassport Server」への記録を行わないことを表明し保証します。第 3 条第 1 項に記載のとおり、Cer-Card の記載内容は、「bPassport」を利用する不特定の検証者に対して公開されます。

6 Cer-Card 及び Cer-Card の失効に関する情報は「bPassport Server」のブロックチェーン上に記載されます。契約者は、ブロックチェーンは改ざん不可能であり、いかなる場合にも物理的に情報の修正又は削除が不可能であることを確認し同意をしたうえで「bPassport」を利用します。

第 2 条（個人データ等の取扱い）

1 契約者は、「Smart Me」の利用を通して、「bPassport SDK」を利用して Cer-Card を作成すること及び作成した Cer-Card を「bPassport Server」に保管することにより、bFBC に対して個人データ等の取扱いを委託します。この際、個人データ等が個人情報に該当するか否かは、bFBC に委託する個人データ等がそれだけで個人情報に該当するかどうかにかかわらず、当社を基準として考えること、第 1 条第 4 項のハッシュ化を行ったとしても、個人データ等が個人情報でなくなるわけではないことに留意してください。

2 当社は、「Smart Me」上の個人データ等を契約者からの委託に基づき必要最低限の範囲に限って取り扱い、その他の目的で利用することはありません。

bFBC には当社の「Smart Me」及びその中で稼働している「bPassport SDK」へのアクセス権限はなく、「Smart Me」内のハッシュ化されていない個人データ等にアクセスすることはありません。

3 第 3 条第 1 項に記載のとおり、Cer-Card に記載された情報及び「bPassport Server」内の情報は、「bPassport」を利用する不特定の検証者に対して公開されます。当社はこれらの情報に関して秘密保持義務を負うものではありません。

第 3 条（保有者への説明及び同意の取得）

1 Cer-Card に記載された情報は、「bPassport」を利用する不特定の検証者に対して公開されます。契約者は不特定の検証者への個人データの第三者提供について同意します。

2 当社は、契約者から個人情報を取得した場合は、個人情報取扱事業者として、保有者からの個人データに関する開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止その他個人情報保護法に基づく義務を誠実に履行するものとします。

料金表

通則

1.（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を

切り捨てます。

2. (消費税相当額の加算)

第 13 条 (料金の支払義務) の規定その他本規約の規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める消費税を加算しない額に、消費税相当額を加算した額 (料金表において括弧内の価格) とします。なお法令の改正により消費税の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

3. (月額料金)

(1) 月額料金は、下記 3 項目を合算した額とします。

(ア) 1ID 当たりの ID 登録料に、当該料金月に契約者が新規に登録を行った ID 数を乗じた額

(イ) 1ID 当たりの月額の利用料に、有効 ID 数を乗じた額

(ウ) 当該料金月に発生した身分証検証回数累計の値から算出した、身分証検証費用

(2) ただし、身分証検証費用の請求は、4 月若しくは利用開始月から次の 3 月末まで利用された累計回数に対し、年に一度行います。3 月末以外のタイミングで契約解除した場合は、4 月若しくは利用開始月から利用停止した月分までの身分証検証費用を算出し、契約解除した月の翌月以降請求いたします。

(3) 料金月途中の契約解除については、利用料金の日割りは行いません。

4. (請求時期)

初期費用及び月額料金の請求時期については以下の通りとします。

当社は、契約者に対し、利用月の翌々月までに請求書を発行するものとし、契約者は、当該請求書記載の支払い期日までに当社の指定する方法により支払を行うものとします。身分証検証費用に関しては年に一度 3 月末から 5 月までの間で請求書を発行します。契約解除があった場合は、利用月の翌々月までに請求書を発行します。

利用料金

1 適用

区分	内容
利用料金の適用	利用料金は、2 (料金額) に規定するサービス利用基本料を合算して適用します。開通月より課金を開始します。
初期費用の適用	Smart Me の導入時に課金します。契約者が身分証サービスに係る本契約の申込時に申告する組織の所属人数または利用予定人数の内、いずれが多い方に応じて、2 (料金額) に規定する初期費用の料金を適用します。 ※導入後に組織の所属人数または利用予定人数に変更がある場合は、契約者は、変更が生じた日を含む月の月末までに当社所定の方法により申出をするものとします。この場合、変更後の人数に応じた初期費用から導入時における初期費用を差し引いた金額をお支払いいただきます。 ※有効 ID 数が、契約者が上記申込時に申告した組織の所属人数または利用予定人数に応じて適用される初期費用における上限値を超えていると当社が判断した場合は、有効 ID 数を変更後の人数とみなして、当該人数に応じた初期費用から導入時における初期費用を差し引いた金額をお支払いいただきます。

ID 登録料の適用	ID 登録料は、料金月の初日から末日の期間に契約者が新規に登録（本規約の定めにより失効した ID の登録も含む）を行った ID 数に対して適用します。
月額利用料の適用	料金月の末日時点における有効 ID 数に対して適用します。
身分証検証費用の適用	身分証の QR コードを検証者に提示し、それを検証した回数の累計回数で課金額が決まります。請求は年に一度、まとめて行います。ただし、同一組織に発行された身分証同士による検証は、同一組織内の利用とみなし、課金対象としません。また利用回数が 0 回の場合課金はいたしません。

2 料金額

(1) サービス利用基本料

区分	単位	料金額(円)												
初期費用	導入する組織単位	下記の表のとおり												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織の所属人数または 利用予定人数</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,001 人以上 (有効 ID 数の上限は ありません)</td> <td>1,000,000 円 (1,100,000 円)</td> </tr> <tr> <td>3,001 人以上 10,000 人 以下 (有効 ID 数の上限は 10,000ID)</td> <td>600,000 円 (660,000 円)</td> </tr> <tr> <td>1,001 人以上 3,000 人 以下 (有効 ID 数の上限は 3,000ID)</td> <td>300,000 円 (330,000 円)</td> </tr> <tr> <td>201 人以上 1,000 人 以下 (有効 ID 数の上限は 1,000ID)</td> <td>200,000 円 (220,000 円)</td> </tr> <tr> <td>200 人以下 (有効 ID 数の上限は 200ID)</td> <td>100,000 円 (110,000 円)</td> </tr> </tbody> </table>	組織の所属人数または 利用予定人数	料金	10,001 人以上 (有効 ID 数の上限は ありません)	1,000,000 円 (1,100,000 円)	3,001 人以上 10,000 人 以下 (有効 ID 数の上限は 10,000ID)	600,000 円 (660,000 円)	1,001 人以上 3,000 人 以下 (有効 ID 数の上限は 3,000ID)	300,000 円 (330,000 円)	201 人以上 1,000 人 以下 (有効 ID 数の上限は 1,000ID)	200,000 円 (220,000 円)	200 人以下 (有効 ID 数の上限は 200ID)	100,000 円 (110,000 円)
		組織の所属人数または 利用予定人数	料金											
		10,001 人以上 (有効 ID 数の上限は ありません)	1,000,000 円 (1,100,000 円)											
		3,001 人以上 10,000 人 以下 (有効 ID 数の上限は 10,000ID)	600,000 円 (660,000 円)											
		1,001 人以上 3,000 人 以下 (有効 ID 数の上限は 3,000ID)	300,000 円 (330,000 円)											
		201 人以上 1,000 人 以下 (有効 ID 数の上限は 1,000ID)	200,000 円 (220,000 円)											
200 人以下 (有効 ID 数の上限は 200ID)	100,000 円 (110,000 円)													
ID 登録料	1ID 登録当たり	300 円 (330 円)												
月額利用料※	1ID 当たり月額	10 円 (11 円)												
身分証検証費用	1 年間の身分証検証 回数累計 1 万回当 たり	100,000 円 (110,000 円) <課金例> 0 回 0 円 1~10,000 回 100,000 円 10,001~20,000 回 200,000 円												

		以降 1 万回/10 万円で課金される
--	--	---------------------

※2024 年 5 月 24 日以前に本契約を締結した契約者は、月額利用料を適用しないものとします。

3 共通オプション

共通オプションとは入退室サービス及び身分証サービスに適用されるオプションサービスをいいます。

運用サポートサービス

- 1 運用サポートサービスとは、電話その他当社が別途指定する方法による本サービスに関する問い合わせを受け付けるオプションサービスを指します。
- 2 電話対応の受け付け時間は、平日の午前 10 時から午後 17 時です。電話以外の当社が別途指定する方法による一次回答は、翌営業日以内に返信するものとします。
- 3 運用サポートサービスを申込みない場合、電話での本サービスに関するお問い合わせは受け付けないものとします。電話以外の当社が別途指定する方法による受け付けは行いますが、お問い合わせに対する回答期間の保証はいたしかねます。

券面デザインサービス

券面デザインサービスとは、本サービスでスマホアプリにおいて表示する券面について当社がデザインを提供するオプションサービスを指します。

料金表

通則

1. (端数処理)

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

2. (消費税相当額の加算)

第 13 条 (料金の支払義務) の規定その他本規約の規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める消費税を加算しない額に、消費税相当額を加算した額 (料金表において括弧内の価格) とします。なお法令の改正により消費税の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

3. (月額料金) 料金月途中の契約解除については、利用料金の日割りは行いません。

4. (請求時期)

共通オプションの請求時期については以下の通りとします。

当社は、契約者に対し、利用月の翌々月までに請求書を発行するものとし、契約者は、当該請求書記載の支払い期日までに当社の指定する方法により支払を行うものとします。

利用料金

1 適用

区分	内容
運用サポートサービス利用料金の適用	契約者が運用サポートサービスに係る申込時に申告する組織の所属人数または利用予定人数の内、いずれか多い方に応じて、2 (料金額) に規定する月額料金を適用します。 ※導入後に組織の所属人数または利用予定人数に変更が生じた場合、契約者は、変更が生じた日を含む月の月末までに当社所定の方法により申出をする

	<p>ものとしします。この場合、当該変更が生じた日を含む月の翌月の月額料金から、変更後の人数に応じた金額をお支払いいただきます。</p> <p>※入退室サービスまたは身分証サービスのいずれが多い方の有効 ID 数が、契約者が上記申込時に申告した組織の所属人数または利用予定人数に応じて適用される料金における上限値を超えていると当社が判断した場合は、有効 ID 数を変更後の人数とみなして、当該人数に応じた金額をお支払いいただきます。この場合、上限値を超えた日として当社が判断した日を含む月の翌月の月額料金から、変更後の人数に応じた金額をお支払いいただきます。</p>
券面デザインサービス利用料金の適用	<p>Smart Me の利用を開始した組織単位でデザイン利用時に課金します。当社デザインの提案は無料で行い、提案を受けてデザインを採用しサービスに導入する場合、課金が発生します。</p> <p>当社から提供するデザインについては、最大 3 回まで修正を無料で受け付けます。3 回を超える修正が必要となった場合は、追加料金が発生します。</p>

2 料金額

(1) サービス利用基本料

区分	単位	料金額(円)	
運用サポートサービス	導入する組織単位当たり、月額	下記の表のとおり	
		組織の所属人数または利用者予定人数	月額料金
		5,001 人以上 (有効 ID 数の上限はありません)	200,000 円 (220,000 円)
		5,000 人以下 (有効 ID 数の上限は 5,000ID)	100,000 円 (110,000 円)
券面デザインサービス	1 デザイン当たり	<p>ロゴの変更、カラー指定等軽微なデザイン変更の場合 100,000 円 (110,000 円)</p> <p>個別にデザインを作成する場合 300,000 円 (330,000 円)</p>	

別紙 3

第 4 条第 3 項に定めるサービスは以下の通りとします。

- ・セコム株式会社が提供する「セコムスマホ ID」

附 則（令和 2 年 8 月 26 日 A P S ス第 00682427 号）

この規約は、令和 2 年 9 月 9 日から実施します。

附 則（令和 2 年 11 月 6 日 A P S ス第 00709979 号）

この改正規定は、令和 2 年 11 月 10 日から実施します。

附 則（令和 3 年 3 月 19 日 A P S ス第 00762033 号）

この改正規定は、令和 3 年 3 月 24 日から実施します。

附 則（令和 3 年 8 月 23 日 A P S ス第 00817230 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 3 年 8 月 24 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお従前の通りとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

附 則（令和 4 年 2 月 24 日 A P S ス第 00884572 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお従前の通りとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

附 則（令和 4 年 6 月 23 日 A P S ス第 00934981 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 4 年 6 月 27 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお従前の通りとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

4 この改正規定実施前の Smart Me の契約は、1 入退室サービス（1）通常プランに移行します。

5 この改正規定実施前の Smart Me、オプションサービスの ALLIGATE プランに関しては、この改定規則の 1 入退室サービス（2）入退室扉セット ALLIGATE プランに移行します。

附 則（令和 6 年 5 月 22 日 C A S 2 サ 000400006625-01 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 6 年 5 月 24 日から実施します。

別紙 2 の「3 共通オプション」に規定する「運用サポートサービス」に係る条件については、令和 6 年

6月24日から適用開始します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお従前の通りとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

附 則(令和7年5月22日 C A S 2 サ 000400012791-01号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和7年6月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお従前の通りとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

附 則(令和7年9月24日 C A S 2 サ 000400014737-01号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和7年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお従前の通りとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

附 則(令和8年1月13日 C A S 2 サ 000400016357-01号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和8年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお従前の通りとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。